

## 文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

### 1 改正のあらまし

東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和61年東京都条例第51号）の一部改正に伴い、ふぐ加工製品の取扱いの届出済票の交付及び再交付に係わる手数料を削除する。

### 2 新旧対照表

文京区保健衛生事務手数料条例（平成12年3月文京区条例第21号）新旧対照表

改正後（案）				現行			
第一条から第五条まで（省略）				第一条から第五条まで（省略）			
別表（第二条関係）				別表（第二条関係）			
事務	名称	額	徴収時期	事務	名称	額	徴収時期
1の項から54の項まで（省略）				1の項から54の項まで（省略）			
55	削除			55	東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年東京都条例第五十一号）第十七条の規定によるふぐ加工製品の取扱いの届出済票の交付（卸売市場外営業に限る。）	三千円     二千四百円	届出又は再交付申請のとき。
56の項から73の項まで（省略）				56の項から73の項まで（省略）			
付 則 この条例は、公布の日から施行する。							